2026年3月

全国通訳案内士登録申請等書類一覧【島根県】

【様式】

		内容	新規	変更	再交付	取消	備　考
【必須】	(1)	(1)-1　全国通訳案内士登録申請書	●				
		(1)-2　登録事項変更届出書		●			
		(1)-3　登録証再交付申請書			●		
		(1)-4　全国通訳案内士業務廃止等届出書				●	
	(2)	健康診断書（両面印刷）	●				・医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者により、3ヶ月以内に発行のもの。
	(3)	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●				
【任意】	(4)	通訳案内士登録情報検索サービス利用申請	△				・本人が公開を希望する登録情報を、観光庁の承認を受けた旅行会社等に対して発信
	(5)	(5)-1 島根県全国通訳案内士ホームページ掲載申込書	△				
		(5)-2 島根県全国通訳案内士ホームページ掲載情報変更申込書		△			

【添付書類】

	内容	新規	変更	再交付	取消	備　考
①	合格証書（写し及び原本）	●				・原本は窓口にて写しと照合後に返却します。
②	写真2枚 （同一のもの）	●	●	●		・6ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横2.4cmの大きさの写真（無帽、正面、上半身、無背景、裏面に氏名を記入）
③	住民票抄本（原本）	●				・発行3ヶ月以内のもの。本籍地記載は不要。 ・次のア～エのいずれかの書類（原本の提示と写しの提出）に代えることができます。 ア. 運転免許証（両面） ※運転免許証記載の住所と住民票が一致している場合のみ イ. 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面） ウ. 写真付き住民基本台帳カード（両面） エ. 在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面） ・住民基本台帳ネットワークシステムにより本人情報の確認を希望する場合は、ご連絡ください。
④	手数料（島根県収入証紙）	● （5,100円）	● （4,000円）	● （4,000円）		必要金額を購入のうえ、ご持参ください。 **（購入は令和8年3月末まで、使用は9月末まで可能です。）**
⑤	登録証		●		●	
⑥	登録事項が変更された証明となる書類		●			【住所変更】 住民票抄本（原本）　※発行3ヶ月以内のもの。本籍地記載は不要。 【氏名変更】 戸籍抄本（原本）　※発行3ヶ月以内のもの。 ・変更前後の記載がある次のア～ウのいずれかの書類（原本の提示と写しの提出）に代えることができます。 ア. 運転免許証（両面） ※運転免許証記載の住所と住民票が一致している場合のみ イ. 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面） ウ. 写真付き住民基本台帳カード（両面） ・変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる任意の書面が必要です。 ・住民基本台帳ネットワークシステムにより本人情報の確認を希望する場合は、ご連絡ください。
⑦	死亡又は欠格事由に該当するに至った場合は、その旨を証する書面				●	

※国の通達により本人確認をする必要があるため、原則、登録を受けようとするご本人が直接窓口にお越しください。
※日本国内に住所を有しない方（非居住者）が代理人を介して登録申請される場合は、ご連絡ください。

【新　規】全国通訳案内士試験に合格し新たに登録をする場合
【変　更】登録証の記載事項に変更を生じた場合（県外から転入された方もこちらです。）
【再交付】登録証を亡失した場合、または著しく損じた場合
【取　消】 1. 業務を廃止した場合
2. 死亡、又は失踪の宣告を受けた場合（ご家族からのご連絡をお願いします。）